被告人Xは、平成21年1月1日午前4時ころ、飲食店Aで勤務中の女友達Bと話していたところ、店長のCから長い話はだめだと言われて一方的に電話を切られた。立腹した被告人は、再三にわたり電話をかけ直してBの取次ぎを求めたが、Cに拒否された上侮辱的な言葉を浴びせられて憤激し、Aに押しかけようと決意して、同行を渋る友人Yを強く説得し、包丁(7渡り約14.5cm<math>)を持たせて一緒にタクシーで同店に向かった。

Xは、タクシー内で、自分もCとは面識がないのに、Yに対し、「俺は顔が知られているからお前先に行ってくれ。けんかになったらお前を放っておかない」などと言い、さらに、Cを殺害することもやむを得ないとの意思の下に、「やられたらナイフを使え」と指示するなどして説得した。

同日午前5時ころ、A店付近到着後、Xは、Yを同店出入口付近に行かせ、少し離れた場所で同店から出てきた Bと話をしたりして待機していた。Yは、内心では Cに対し自分から進んで暴行を加えるまでの意思はなかったものの、同店出入口付近で X の指示を待っていたところ、予想外にも、同店から出てきた Cに Xと取り違えられ、いきなりえり首をつかまれて引きずりまわされた上、手けん等で顔面を殴打されコンクリートの路上に転倒させられた。そして、Cが隠し持っていた長包丁(刃渡り約 34.5cm)を取り出したのを見た Yは、頼みとする X の加勢も得られないので、自己の生命身体を防衛するために、とっさに包丁を取り出し、X の前記指示どおり包丁を使用して C を殺害することになってもやむを得ないと決意し、X との共謀の下に、包丁で C の左胸部を一回突き刺し、心臓刺傷による急性失血により同人を死亡させた。

XとYの罪責を述べよ。なお、特別法の検討はしなくてよい。

参考判例:最高裁第二小法廷 平成4年6月5日決定